

地域支援体制加算について

当薬局は以下の基準を満たしていますので、地域支援体制加算 1（32 点）を算定しております。

- ・ 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許と指導実施体制
- ・ 集中率 85%の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 取り扱う医薬品に関する情報提供ができる体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備

- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出

- ・管理薬剤師の実務経験

(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上
在籍)

- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備 (研修計画・受講等)

- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制

- ・要指導医薬品・一般用医薬品 (48 薬効群) ・緊急避妊薬の備蓄

- ・健康相談の取り組み

- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止